

## 5 環境保健

### (1) 水俣病対策

#### ア 「水俣病」とは

水俣病は、新日本窒素肥料（株）の工場から排水されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を長期かつ大量に摂取したことによって起こった四肢末梢優位の感覚障害、運動失調、視野狭窄、難聴を主要症状とする中毒性中枢神経系疾患です。

#### イ 水俣病対策の概要

水俣病は、昭和31年の公式発見から今日まで深刻かつ重要な問題であり、本県ではこの水俣病対策を県政の重要課題として、被害者の迅速な救済を図るため、検診・審査体制の拡充強化、認定申請者に対する医療救済等の対策を進めるとともに、水俣病としては認定されていないものの、水俣病にもみられる一定の症状を有する者に対する医療費等の支給や、水俣病発生地域の住民に対する健康診査等を内容とする水俣病総合対策事業を実施してきたところです。

水俣病問題については、平成16年10月15日の水俣病関西訴訟の最高裁判決を契機に認定申請が急増したことから、保健手帳の申請受付の再開等の対策が図られることになり、また、水俣病被害者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進められ、与野党の合意により、平成21年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が可決成立し、平成22年5月から平成24年7月まで申請の受付が行われました。なお、救済措置の判定については、平成26年8月をもって全て終了しました。

#### 水俣病認定申請・処分等の状況（平成31年3月末現在）

（単位：件）

申請総数	処分済		未処分	
	認定	棄却	保留	未審査
	493(86)	4,034	4	1,104
5,635	4,527		1,108	

※1 ( )内は生存者で再掲

※2 申請総数は取り下げ等を除いてあります。